

運転能力と障害

～障害者と運転支援～

国立障害者リハビリテーションセンター 自動車訓練室長 並木 勉

日本では、1960年に施行された道路交通法第88条で「精神病患者、精神薄弱者、てんかん病者、目の見えない者、耳がきこえない者又は口がきけない者」「これらの者のほか政令で定める身体に障害がある者」には免許を与えないと定め、これを受けて同法施行令第33条、同施行規則第23条が定められた。これにより初めて障害のある方が、法律に基づいて運転免許の取得ができる道が開かれたのである。

障害がある方に対する運転免許取得の道が開かれ、1961年から国立身体障害者更生指導所（当センターの前々身）において、初めて自動車運転訓練が開始されて以来、警察庁の統計（2007年）によると、障害がある方の運転免許取得者数は、明らかになっている者（補聴器、車両限定、義手・義足の免許条件付与人員）だけで、全国で250,578人である。

障害のある方が運転免許を取得する場合、各都道府県に設置された運転免許試験場（センター）で適性相談を受ける。そこで、障害内容に応じた事項（視力、聴力、運動能力など）について相談が行われ、この段階で「免許の条件」決まる。

免許の条件には、①構造と運転用補助装置に関するもの（アクセル・ブレーキ操作は手動式のオートマチック車に限る。など）②身体に関するもの（義手使用とする。など）③、①と②の併用に分けられる。

障害のある方が運転免許条件に適合する自動車を選択する場合、現在の自動車は、障害のない方を基準に生産され、車種ごとに僅かではあるが性能が異なる。これに対して障害のある方の残存機能はさまざまであるため障害の内容と程度によっては、運転操作が困難、または全く

できないことがある。

これを補う補助手段には、①自動車に運転補助装置を取付けて操作方法、②身体に義肢・装具を装着して直接・間接的に操作する方法、または①～②を併用する方法がある。（①の補助手段は、障害がない方でも運転できるような構造になっている。）

特に、障害が重度であるほど自動車と運転補助装置の選択によっては、運転中の安全性と快適性に問題が生じることがあるため、障害内容に応じた適切な選択が重要である。

当センターでは自動車運転訓練を希望した利用者全員に、運転能力検査と称して訓練前に検査を実施することにより、あらかじめ自動車運転に係わる問題点を把握し、訓練計画、指導や助言内容を決定している。

運転能力検査の内容は静的場面で行う検査として、測定器を取付けた模擬運転装置を使い、運転操作に必要な押す・引く・回す・踏む等の基礎的な操作力を測定し、運転操作の方法を評価している。

ペーパーによる検査として、警察庁方式運転適性検査K-2型、色彩識別能力検査。

機械による検査として、速度見越反応検査、処置判断検査、C.C.No（Cybernetical Control Number）適性検査、大脳活動計検査、動体視力検査、深径覚検査、視野検査、警察庁方式CRT運転適性検査をしている。

自動車を使用した適合性の評価として、実際に自動車を使用して静的場面と動的場面の下で、運転する本人と自動車、運転補助装置の適合性等を評価している。